

報道関係 各位

消防本部予防課
課長 西 清司

小規模飲食店への消火器設置の義務化に伴う立入検査について

このことについて、平成 30 年 3 月 28 日に消防法施行令が改正され、平成 31 年 10 月 1 日から小規模な飲食店にも消火器の設置が義務付けられることとなりました。

このことを受けて当本部では、下記のとおり立入検査を実施いたしますので、取材方よろしく願います。

記

1 消防法施行令の改正内容等

(1) 改正内容

現在、飲食店等においては、延べ面積が 150 m²以上のものに消火器具の設置が義務付けられていますが、今回の改正により、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等（防火上有効な処置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）については、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置を義務付けることとなりました。

(2) 改正理由

こんろ周りには、調理用油、ふきん、プラスチック製の容器など燃えやすいものが多数存在します。

特に調理用油は引火すれば急激に延焼し重大な事故につながる恐れがあります。

また、平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、飲食店のこんろ火災の危険性を鑑み、初期消火が重要と判断され、原則として延べ面積にかかわらず消火器具の設置対象となりました。

ただし、防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、今回の消火器具の設置義務化の対象から除外されています。

2 立入検査実施方法

(1) 目的

建物関係者への改正内容の周知と実態の把握

(2) 該当建物

329 件（平成 30 年 5 月現在）

(3) 開始時期

平成 30 年 6 月 ■連絡先

予防課予防係 担当氏名 坂本 健 電 話 番 号 0739-26-9954
--